

# 確定申告は

## マイナンバーカード × e-Tax

でさらに便利！

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

### e-Tax をご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は  
ICカードリーダーが不要です。



マイナポータルアプリを  
インストールするだけ！

### 次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード



マイナンバーカード  
読取対応のスマホ

### スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます。
- 消費税の申告にも対応しています。



「簡易課税制度」または「2割特例※」を適用する人は、売上(収入)金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった人について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です。

## ～困ったときはこちらで解決～

### 動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



確定申告 動画



- ・ 医療費控除
- ・ 住宅ローン控除
- ・ マイナポータル連携  
など

### チャットボット

ご質問を入力いただければ、<sup>エーアイ</sup>AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

## 関税務署からのお知らせ

マーゴ本館での申告には「入場整理券」が必要です

- 令和5年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。



作成コーナー

- 「所得税等<sup>\*1</sup>」「個人事業者の消費税等<sup>\*2</sup>」「贈与税」の申告会場と開設期間

申告会場	開設期間	開設時間
マーゴ本館 4階 特設会場	2月16日(金)～3月15日(金) (土・日・祝日を除く)	午前9時～午後5時

### 申告・納付期限

所得税等 ⇒ 3月15日(金) 振替納付日 4月23日(火)

贈与税 ⇒ 3月15日(金)

消費税等 ⇒ 4月 1日(月) 振替納付日 4月30日(火)

※1 所得税等とは、所得税および復興特別所得税をいいます。

※2 消費税等とは、消費税および地方消費税をいいます。

- 申告会場開設期間は、関税務署では申告書の作成指導は行いません。

確定申告会場では、基本的に **自身のスマホで申告していただきます。**

来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、

- 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- スマホおよびマイナンバーカード(※)

※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

- 署名用電子証明書(英数字6～16桁)
- 利用者証明用電子証明書(数字4桁)

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場で当日配付、またはLINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の2通りで配付しています。

(入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください)

確定申告期間間際には特に混雑しますので、会場へ来場を考えている人は早期の来場をお願いします。



## 「税理士による無料税務相談所の開設」

会場	開設期間	開設時間
マーゴ本館 4階 特設会場	2月16日(金)～29日(木) (土・日・祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～4時

- 相談対象者

前年分の所得金額(注)が300万円以下の人で、消費税の課税事業者である場合は、令和3年分の課税売上高が3,000万円以下の人、給与所得者および年金受給者(ただし、譲渡・山林所得がある人、贈与税の申告をする人を除く)

(注) 青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の所得金額

# 市議会だより

## 市議会第4回定例会

令和5年市議会第4回定例会を、11月30日から12月21日までの22日間、開催しました。

この定例会では、条例関係13件、一般議案8件、補正予算7件、諮問1件、議員提案1件、請願2件の、合わせて32件を審議しました。

審議日程は、次のとおりでした。

▼11月30日の本会議1日目は、会期を22日間と決めた後、議案の説明が行われ、関市教育委員会委員の任命の諮問1件について同意しました。

▼12月11日の本会議2日目は、議案に対する質疑を行い、関市留守家庭児童教室条例の一部改正など12件を可決しました。また、関市下水道条例等の一部改正や、令和5年度関市一般会計補正予算(第8号)、本町B.A.S.Eの1年延長を求める請願など17件をそれぞれ所管の各常任委員会に付託しました。

その後、代表・一般質問を行い、5人が当局の姿勢や方針について質問を行いました。

▼12日の本会議3日目は、5人が一般質問を行いました。

▼13日の本会議4日目は、5人が一般質問を行いました。

▼14日～18日は各常任委員会で付託案件の審査を行いました。

▼21日の本会議5日目は、各常任委員長から付託案件の委員会審査結果の報告が行われ、採決の結果、条例の制定1件は否決とし、請願2件については不採択となりました。その他の議案14件についてはいずれも可決されました。

次に、追加上程された令和5年度関市一般会計補正予算(第9号)、議員提案1件を可決しました。今定例会に付議された案件をすべて議了し閉会しました。

### 代表・一般質問

#### 「清流の国ぎふ」文化祭

質問 本市の関わりと活動支援は

【答弁】 「清流の国ぎふ」文化祭

2024が令和6年秋に岐阜県内で開催されます。本市では実行委員会を設立し、開催に向けて、市独自の地域文化発

信事業の実施などを決定しました。

関市文化祭など6つの既存の事業に加え、小瀬鶉飼の実演や関の刃物体験など4つの新規事業の実施を予定しています。

現在県内で進められている、文化の「推し」をモチーフにしたオブジェを市民と協働で制作し披露する活動(愛称「ちーオシ」)の支援をするとともに、文化祭および市内で開催される事業についてPR活動に取り組んでいきます。

#### 水道管の漏水対策

質問 現状と今後の対策は

【答弁】 本市では、音聴調査により漏水を早期に見出し、修繕を行っています。また、老朽管対策事業として、繰り返し漏水が発生している箇所や老朽化が特に進んでいる箇所について、優先的に管路更新工事を行っています。これらにより、令和元年度以降は、有収率が若干ではありますが年々上昇しております。

今後は、同様の調査を継続しながら、使用水量、漏水箇所、異常水量などがパソコン上で把握できるスマートメーターの導入について、調査研究を進めていきたいと考えています。

安心・安全な水道を安定して提供できるよう引き続き適正な管理に努めます。

#### 戦没者慰霊碑

質問 維持管理の現状と対策は

【答弁】 市内にある戦没者慰霊碑、忠魂碑の内、本市で把握しているものは51基あります。

把握しているものについては、地元の遺族会や自治会、または建立地の神社や寺院の関係者などによって管理されていますが、終戦から78年がたち、慰霊碑等の老朽化、遺族会員の減少、高齢化などで維持管理が困難になってきているものもあります。また、把握できていない管理者不在の慰霊碑等も各所に点在しているものと思われま

す。本市では、関市遺族連合会を通じて「各地区の慰霊碑・忠魂碑の今後のあり方について」のアンケート調査での意見や他の自治体の事例なども参考にしながら支援の方法について検討したいと考えています。

#### 国民健康保険

質問 医療費窓口負担減免制度の実績と

周知は

【答弁】 国民健康保険法では、特別の理由のある被保険者が医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と認められる場合の措置を規定しています。これに基づき、本市では一部負担金の減免や徴収猶予に関する取扱要綱を定め、減免申請の

取扱いをしています。令和元年度から4年度までの減免申請の実績は6件でした。この制度を周知するため、ホームページへの掲載や国民健康保険証を送付する際にチラシを同封しています。

今後は、この制度について分かりやすく啓発していきたいと考えています。

## 保育士配置基準

**質問** 新たな配置基準と現状は

**答弁** 保育士1人が子どもを何人まで保育できるかを定めた国の配置基準が75年ぶりに見直される方針が示されました。これにより、1歳児は保育士1人に対し、子どもが6人から5人へ、4・5歳児は保育士1人に対し、子どもが30人から25人への見直しを検討されています。本市の公立保育園では、保育の質の向上を図るため、独自の基準を採用しており、人数的には現在の配置状況でもこの基準には適合していますが、現状でもまだ保育士は不足している状態であると考えています。

保育士の業務負担軽減のため、引き続き人材確保に取り組んでいきたいと考えています。

## 農業政策

**質問** 新規就農者への支援やサポート体制は

**答弁** 後継者不足や担い手の高齢化などを要因とする農業従事者減少の課題に対して、市では新規就農者向けの支援に取り組んでいます。

要件を満たした新規就農者に対する経営開始資金として最長3年間、年間最大150万円の支援やビニールハウスやトラクターなどの農業用施設・機械の導入に係る支援などを実施しています。また、関係機関との会議を毎月開催し、就農後の定着状況の把握に努め、必要に応じてフォローアップを行っています。今後も関係機関と連携し、新規就農者への支援と地域農業の推進を図っていきます。

## 中小事業者への支援

**質問** 商品券販売の効果と新たな支援の検討は

**答弁** プレミアム付き商品券(せきちけ)販売の効果は、購買意欲のある消費者の購入が前提となっているため、確実に市内での消費につながることで、また、継続的な販売を実施することで、消費者にとっては新たな消費場所の発見、事業者にとっては新規顧客の獲得・商品のPRにつながり、地域経済へ多大な効果が

あると考えています。

近年の原材料価格高騰や円安は、事業者に大きな影響があり、負担軽減策の必要性が高まっていると考えられます。

課題と現状を整理し、先進自治体の事例を参考に新たな支援制度の調査・研究を行います。

## ふるさと納税基金

**質問** 基金を設置し、給食費無償化事業の財源としては

**答弁** ふるさと納税として本市が受けた寄附金を基金に積み立て、次年度以降の事業に充当することは、寄附金の使途を明確にし、有効に活用できる方法であると考えています。県内でも、ふるさと納税寄附額が多い自治体では基金が設置されていることから、本市でも基金の設置について検討します。また、基金を設置した場合であっても、本市が抱える重要課題である人口減少対策や、若者や女性の活躍支援に関する分野のほか、地域経済の活性化、市民の暮らし向上、自治体のDX推進などの財源に活用し、給食費無償化事業に充当することは考えていません。

## 本町BASE

**質問** 延長方針を撤回する理由と継続の可能性は

**答弁** 本町BASEは、期限付きの社会実験であり、土地も借地であることから、建物の撤去を前提とした契約となっています。

当初は、存続を望む声が大きかったことから期限を延長する方針でしたが、受注者が建物の保存登記をしていることが判明し、契約を継続することに伴うリスクを負う可能性があることや本市が土地賃貸借契約において違反している状態になっていることから、その方針を撤回したことによるものです。

現在、所有権について受注者と継続的に協議を行っています。今後、所有権が本市に移転された場合には、新たに活用方法等を検討することになると考えています。

## 市内公園整備

**質問** 遊具の点検の現状は

**答弁** 遊具を設置している84公園265基を対象に、公園施設製品安全管理士が行う法令点検を1年に1回、保守点検を1年に2回実施しています。

点検方法は、測定機器を用いた器具の肉厚測定のほか、目視や揺動によるぐらつきや破損、腐食、腐朽箇所の確認を行

い、現地での点検結果を基に器具や支柱の健全度を判定しています。この判定により、修繕が必要であると判断された遊具については、危険周知や使用禁止措置を講じた後、修繕や建て替えなどを行っています。

今年度は、39公園48基の遊具の修繕を予定しています。

## 中心市街地の空き店舗活用

質問 支援策は

【答弁】 空き店舗の活用を進めるためには、地域の団体や住民との連携が必要であると考えます。そこで中心市街地において様々なイベントを開催し、魅力の再発見につながる取組を支援しています。また、空き店舗を活用したチャレンジショップやマルシェを開催することにより、中心市街地に訪れる人を増やし、マーケットとしての魅力を向上することが空き店舗の活用促進につながると考えます。今後は、店舗所有者と出店希望者の要望を捉えながら、関係機関とともに多様な視点で有効な空き店舗活用策を進めていきます。

## 小中一貫教育

質問 小中連携の考えは

【答弁】 学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年に施行され、義務教育

学校の制度が創設されました。義務教育学校と小中一貫校の違いは、小学校と中学校の区切りがあるかないかで、義務教育学校は6・3制に縛られない、教員は小中学校両方の免許を有していれば1年生から9年生まで指導ができる、校長は1人などの特徴があります。

現在、本市に義務教育学校や小中一貫校はありませんが、小学生、中学生が協力してあいさつ運動やアルミ缶回収を行うなど、小中連携教育の取組を積極的に行っている学校もあります。

今後の学校の在り方については、学校規模適正化審議会の答申を踏まえて方針を決定していきたいと考えています。

## 内水ハザードマップ

質問 作成の進捗状況は

【答弁】 令和3年の水防法の改正により、公共下水道等の排水施設周辺に、住宅や社会福祉施設、学校、医療施設等がある場合には、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定することが義務付けられました。

そのため、本市においても令和6年度から2年間にわたって、現地調査や浸水シミュレーション等を行い、想定される最大規模の降雨(レベル2)による内水氾濫を想定した雨水出水浸水想定区域図を作成する予定です。

その後、この区域図のデータを利用し、

令和7年度までに内水ハザードマップを作成し、市民に周知していきたいと考えています。

## 視覚障がい者への情報提供

質問 積極的な周知は

【答弁】 視覚障がいのある方が身体障害者手帳を新規で取得される際には、手帳交付時に音訳・点訳をはじめ、手話通訳・要約筆記のサービスについて案内しています。また、市の情報を正しく伝えるために、希望される方には、ボランティア団体の協力により作成された音訳CDや点字による広報を届けています。

情報伝達に配慮が必要な方へきめ細かな対応を行うためにボランティア団体の意見を参考にしながら、情報が着実に届くよう、ホームページや広報紙など周知の方法を工夫します。

## AEDの数

質問 設置状況と課題は

【答弁】 現在市内には、365台のAEDが設置されており、平成29年と比較して、36台増加しています。AEDの適正配置に関するガイドラインに基づき、本市の公共施設への設置については、スポーツ関連施設、学校、市役所、福祉会館など、心停止のリスクがあるとされるところに設置が進んでいる一方で、故障

や盗難を避けるために屋外への設置が進んでいない状況となっております。

屋外設置が望ましいとされる場所については、適正な配置がされるよう各施設の管理者に対し、ガイドラインを周知することや啓発を図ります。また、男女問わずプライバシーを保護し、救急時の患部の固定にも使用できる三角巾の配置を推奨してまいります。

◆関市議会の傍聴について

議会はどなたでも傍聴できます。現在は、YouTube(ユーチューブ)を利用して本会議のライブ中継を行っています。ライブ映像は、本会議開催時のみ配信しています。会議の日程については、市議会ホームページ「議会の日程」に掲載します。また、定例会の代表・一般質問については、録画配信を行っていますので、こちらもぜひご覧ください。

## 岐阜県 関市議会 公式チャンネル

市議会ホームページ→議会中継YouTube  
「岐阜県関市議会公式チャンネル」  
のパナーをクリックすると  
ご覧いただけます。

■照会先 議会事務局 ☎23-9068


# 審議の結果

	議案名	審議結果
条例関係	関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正	可決
	関市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正	可決
	関市職員の給与に関する条例等の一部改正	可決
	関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正	可決
	関市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
	関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	可決
	関市児童館及びこども館条例の制定	否決
	関市留守家庭児童教室条例の一部改正	可決
	関市国民健康保険税条例の一部改正	可決
	関市小口融資条例の廃止	可決
	関市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び関市監査委員条例の一部改正	可決
	関市下水道条例等の一部改正	可決
	関市学校給食センター設置条例の一部改正	可決
	一般議案	公の施設の指定管理者の指定(関市鮎之瀬ふれあいセンター)
公の施設の指定管理者の指定(関市洞戸ふれあいセンター)		可決
公の施設の指定管理者の指定(関市武芸川生涯学習センター)		可決
公の施設の指定管理者の指定(関市中央公民館、関市総合体育館及び関市総合福祉会館)		可決
公の施設の指定管理者の指定(関市武芸川体育館)		可決
公の施設の指定管理者の指定(関市武芸川西グラウンドほか2施設)		可決
公の施設の指定管理者の指定(関市板取福祉センター及び関市板取デイ・サービスセンター)		可決
財産の無償譲渡(旧関市上之保東小学校)		可決
補正予算	令和5年度関市一般会計補正予算(第8号)・(第9号)	可決
	令和5年度関市特別会計補正予算 <3件> 【国民健康保険(第3号)／公設地方卸売市場事業(第2号)／介護保険事業(第3号)】	可決
	令和5年度関市事業会計補正予算 <2件>【水道事業(第1号)／下水道事業(第2号)】	可決
人事案件	関市教育委員会の委員の任命(再任1名)	同意
請願	学校給食無償化を求める請願	不採択
	本町BASEの1年延長を求める請願	不採択
議員提案	国の負担による学校給食費の無償化の早期実現を求める意見書	可決

## 否決・賛否が分かれた議案

議案番号	議案名	議決結果	議長 三輪正善	新政クラブ											市議会 公明党		日本共産党 関市議員団		若草クラブ		清流クラブ		無党派	
				村井美美加	岩出和也	北村隆幸	長瀬敦久	池村真一郎	林裕之	武藤記子	長尾一郎	浅野典之	渡辺英人	足立将裕	幅永典	市川隆也	小森敬直	猿渡直樹	土屋雅義	栗山守	安達克也	田中巧	石原教雅	川合治義
議案第67号	関市児童館及びこども館条例の制定	否決	/	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
議案第72号	関市下水道条例等の一部改正	可決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第77号	公の施設の指定管理者の指定(関市中央公民館、関市総合体育館及び関市総合福祉会館)	可決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
請願第3号	学校給食無償化を求める請願	不採択	/	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	
請願第4号	本町BASEの1年延長を求める請願	不採択	/	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
市議第2号	国の負担による学校給食費の無償化の早期実現を求める意見書	可決	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	


○=賛成、 ×=反対 議長は採決に加わらないため、斜線としています。

 **軽自動車の廃車・名義変更の手続きはお済みですか**

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や譲渡、盗難などにより車両を所有していない場合でも、手続きがされていないと次年度も課税されます。3月末日までに必ず手続きしてください。所有者が死亡した場合は、名義変更などの手続きをしてください。  
 ※3月末日までに業者や新所有者に車両を引き渡しても、手続きが4月2日以降に行われた場合、前の所有者に課税されます。4月1日までに手続きが完了するか再度ご確認ください。名義変更や廃車など各種手続は下記のとおりです。車種によって異なりますのでご注意ください。

照会先 税務課 (☎23-8874)

車種	手続場所	持ち物	
		廃車	住所変更・名義変更
<b>原動機付自転車</b> (50cc~125cc以下)  <b>小型特殊自動車</b> (農耕作業用など)	税務課 ☎23-8874 または 各地域事務所	1.ナンバープレート 2.標識交付証明書 3.窓口に来られる人の運転免許証など本人確認できるもの ※ただし市内転居の場合、1は必要はありません	1.ナンバープレート 2.譲渡証明書 3.標識交付証明書 4.窓口に来られる人の運転免許証など本人確認できるもの ※ただし市内転居の場合、1は必要はありません
<b>二輪車</b> (125ccを超えるもの)	中部運輸局岐阜運輸支局 (岐阜市日置江2648-1) ☎050-5540-2053	※左の手続場所が必要書類等をご確認のうえお出かけください。	
<b>軽自動車</b> (三輪・四輪)	軽自動車検査協会岐阜事務所 (羽島市福寿町千代田三丁目83番) ☎050-3816-1775		

 **総合福祉会館大規模改修工事に伴う児童施設の利用**

3月~6月の間、1階フロア工事のため、以下の児童施設は、休館および仮移転となります。ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

**工事期間** 3月~6月

**休館** わかくさ児童センター

**仮移転** 託児ルームあゆっこ、


ファミリー・サポート・センター

**移転先** 学習情報館2階 和室

※ファミサポの育児支援については、わかくさ児童センター休館のため、預かり場所などを相談する場合があります。

照会先 子ども家庭課

(☎23-7738)

 **子育て世帯生活支援特別給付金**

7月の広報でお知らせした給付金の申請期限は、2月29日(木)です。対象の人は、照会先へ申請してください。


**支給対象**

- ・年金受給により児童扶養手当が停止されているひとり親
- ・所得により児童扶養手当が停止されているが、物価高騰の影響で家計が児童扶養手当が支給される程度まで減少したひとり親
- ・18歳未満の児童を養育する保護者で、児童手当・特別児童扶養手当を受給しておらず、令和5年度または令和4年度の住民税が非課税または均等割のみ課税の人
- ・18歳未満の児童を養育する保護者で、物価高騰の影響で、直近の収入が住民税非課税となる程度まで減少した人

**申請期限** 2月29日(木)

※児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は、給付金を支給済しています。

照会先 子ども家庭課 (☎23-7227)

 **ひとり親家庭の自立支援**

**母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金・就学支度資金)**

ひとり親などの児童に対して、修学資金や就学支度資金などの貸付を行う制度です。

※貸付には審査会があり、申請から貸付までに最低2か月かかります。

ひとり親の安定した就労のために、職業能力の開発支援、修業期間中の生活支援を以下のとおり行っています。

**自立支援教育訓練給付金**

修業のための資格や技能を身につけるため、指定教育訓練講座を受講した場合に、費用の60%を助成します。

**高等職業訓練促進給付金**

看護師や介護福祉士などの資格を取得するため、1年以上養成機関などで修業する場合に、修業期間の全期間について訓練促進給付金を支給します。

**支給額(月額)** 非課税世帯10万円 課税世帯7万500円

※4月からの給付を希望する人は、2月末までにひとり親自立支援員による事前相談をする必要があります。

照会先 子ども家庭課 (☎23-7738)

**有料広告**

広告

**有料広告**

広告

## 市が所有する土地を一般競争入札により売却

### 物件1

所在地番 桜本町2丁目1-4  
地目・地積 宅地・178.52㎡  
入札最低価格 4,433,000円

### 物件2

所在地番 富之保字岩山崎3013-11  
地目・地積 宅地・201.39㎡  
入札最低価格 974,000円

### 物件3

所在地番 東町5丁目3-3  
地目・地積 宅地・940.49㎡  
入札最低価格 17,772,000円

### 物件4 旧武儀診療所・医師住宅

所在地番 中之保字寺前5441-1外4筆  
地目・地積 宅地・合計954.16㎡  
建物付 (診療所)平成元年築 鉄筋コンクリート造平  
屋建 床面積284.59㎡、(住宅)平成元年築 木造  
2階建 1階80.51㎡ 2階52.86㎡  
入札最低価格 11,704,000円

### 物件5

所在地番 中之保字寺前5418-2  
地目・地積 宅地・946.26㎡  
入札最低価格 7,502,000円

### 物件6

所在地番 下之保字小山下3080-8外5筆  
地目・地積 宅地・1,219.47㎡  
入札最低価格 7,742,000円

**申込期間** 2月1日(木)～3月1日(金)

午前9時～午後5時

**入札日** 3月8日(金)

- ・入札参加申込書などはホームページまたは照会先で配布しています。
- ・入札最低価格以上で最高額で入札した人を落札者とし、同額の場合は抽選とします。
- ・売払決定通知後、速やかに落札者と売買契約を締結し、契約日から20日以内に売買代金を一括納入していただきます。ただし、物件4は、国庫補助を受けて整備した建物のため、契約は国への財産処分手続申請承認後になります。
- ・売買代金のほか、所有権移転登記費用などが必要です。

**照会先** 管財課(☎23-7716)

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険「医療費のお知らせ」

### 医療費のお知らせ

「医療費のお知らせ」は、確定申告(医療費控除)に使用できます。

**国民健康保険** 令和5年分は、1月～10月診療分を昨年末に送付しました。11月～12月診療分は3月初旬に送付予定です。記載のない診療分があるときは、お手持の領収証などに基づき、「医療費控除の明細書」に転記してください。

年間分の医療費が記載されたものが必要な人は、照会先で請求してください。

**後期高齢者医療保険** 令和5年1月～10月診療分は、今月上旬に岐阜県後期高齢者医療広域連合から送付されます。令和5年11月～12月診療分については、お手持の領収証などに基づき、「医療費控除の明細書」に転記してください。

元の領収証などに基づき、「医療費控除の明細書」に転記してください。

なお、亡くなられた人のお知らせは送付されませんので、必要な人は照会先で請求してください。

※広域連合から令和4年11月～12月診療分について同封されていますが、令和5年分の確定申告には使用できません。

**受付開始日** 2月16日(金)

**必要書類** 保険証、本人確認書類(運転免許証など)

※別世帯の代理人が請求する場合は委任状が必要です。

※亡くなられた人の「医療費のお知らせ」を請求する場合は同居者または相続人である必要があります。

**照会先** 保険年金課(☎23-7701)

# 有料広告

広告

# 有料広告

広告



**市営住宅入居者定期募集**

**市営住宅**

住宅名	家賃	戸数
東山3丁目	21,100円～	3
岩下	17,300円～	3
東町	10,600円～	1
松ヶ洞	13,300円～	3
北天神	17,000円～	4
武芸川小知野	20,400円～	3

**市営住宅(子育て世帯用)**

住宅名	家賃	戸数
北天神	18,000円～	1

**入居資格**

- ・住宅に困っていること。
- ・市税を完納していること。
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。
- ・同居または同居しようとする親族がいること(ただし満60歳以上など要件を満たす場合、東町・松ヶ

洞住宅は単身入居可)。

- ・子育て世帯用は、申込時に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居し、その子を扶養していること(ただし入居申込者の配偶者および扶養する子以外の同居者がいないこと)。
- ・収入基準以内であること。

**申込期間**

2月1日(木)～15日(木)

**入居予定日**

3月22日(金)

**選考方法**

申込者多数の場合抽選

**収入基準**

- ・一般世帯 月額15万8千円以下
- ・高齢者および障がい者世帯や中学校卒業前の子のいる世帯など

月額21万4千円以下

**照会先**

管財課(☎23-7763)  
 ※武芸川地域の住宅は武芸川事務所(☎46-2311)で申込みできます。

**市営住宅入居者随時募集**

**特定公共賃貸住宅**

住宅名	家賃	戸数
洞戸高見	30,000円～	2
洞戸山根	30,000円～	1
板取岩本	30,000円～	2
板取野口	30,000円～	1

**入居資格**

市営住宅定期募集と同様

※単身入居不可

**申込期間**

募集戸数に達するまで随時受付

**入居予定日**

住宅の修繕などが整い次第

**選考方法**

申込必要書類を管財課で

受理した順で決定

**収入基準**

《特定公共賃貸住宅》

- ・洞戸 月額19万円以上42万7千円以下
- ・板取 月額19万円以上31万7千円以下

**照会先**

管財課(☎23-7763)

**宝くじの助成金で集会施設の備品整備**

(一財)自治総合センターは、宝くじの収益を財源として、コミュニティ活動に必要な備品の購入に対して助成を行っています。

今回、その助成金を利用し、関市本郷公民センター管理運営委員会が、本郷公民センターの備品を整備しました。

照会先 管財課(☎23-8121)



**第11回ぎふ・関全国子ども木の造形作品コンクール**

全国の小・中・高校生が制作した木の造形作品の展示を行います。

**期間**

2月8日(木)～12日(月・祝)

各日 午前9時～午後5時

※12日は表彰式終了時まで

※観覧無料

**展示会場**

文化会館 大ホールホ

ワイエ・市民ロビー

**表彰式**

2月12日(月・祝)

午後2時

**照会先**

関市子ども文化事業実行

委員会事務局

(文化課内☎24-6455)

**関ビジネスプランコンテスト**  
 2023 Seki Business Plan Contest  
**Bijikon Showcase**

ファイナリストの皆さんによる  
**物販 ワークショップ 開催!**  
**@せきてらす**

**2月17日(土)** 午前11時から 午後3時

**キッチンカーも登場!** Food

株式会社金五郎

シバタ文具

Cheka gifu

Milk&Puzzle

**500円** ビジコン応援チケット

※キッチンカー以外  
 当日の購入、ワークショップで使用できます。  
 当選し未交換の方、当日キーワードラリー  
 参加の方も抽選で500円券プレゼント!

	物販	ワークショップ
株式会社金五郎	ジムニー用アームレスト	高級無垢材ペーパーナイフ
シバタ文具	クレヨン、絵の具など	アートワークショップ
Cheka gifu	マフィン、グラノーラなど	植物性マヨネーズ教室
Milk&Puzzle	焼き菓子詰め合わせ	ボードゲームお試し

照会先 商工課(☎23-6752)

### 不燃物の収集に注意

次の物は、不燃物の袋に入れると収集車両などで発火する恐れがあります。

#### スプレー缶、カセットボンベ

風通しの良い場所で中身を使い切り、資源回収の罐のかごへ出してください。※中身を出し切れば穴を開ける必要はありません。

#### ライター・着火ライターなど

風通しの良い場所で中身を使い切り、レジ袋など小さな袋に入れ、燃やせないごみの袋(水色)の持ち手に結び付けてお出してください。

#### 充電電池・モバイルバッテリーなど

市役所、地域事務所の拠点回収へお出してください。

照会先 環境課(☎23-7702)

清掃事務所(☎22-0314)

### 2月12日、23日の可燃ごみの収集は行いません

2月12日(月・祝)「建国記念の日の振替休日」、23日(金・祝)「天皇誕生日」の可燃ごみの収集は行いませんので、ご注意ください。

※23日は、武儀・上之保地域で罐の収集のみ行います。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で収集日の通知やごみ収集カレンダーを見ることができます。

照会先 清掃事務所(☎22-0314)



### 林野火災を防ぎましょう

春先は林野火災が発生しやすい季節です。出火原因の多くは、「たき火」や「火入れ」、「たばこ」などの火の取扱いの不注意や不始末によるものです。次の点に注意して、未然に防ぎましょう。

- ・枯れ草などのある場所では、たき火をしない。
- ・たき火をしているときはその場を離れず、終わったら完全に消火する。
- ・風の強い日や乾燥している日には、たき火や火入れをしない。
- ・たばこの吸い殻の火は必ず消して、絶対に投げ捨てはしない。

照会先 中濃消防組合

(☎23-9090)



### 春季火災予防運動

空気が乾燥し火災が発生しやすくなる季節を迎え、「火を消して不安を消して つなぐ未来」を統一標語に3月1日(金)から7日(木)までの7日間にわたり春季火災予防運動を実施します。

この機会に「住宅用消火器の設置または点検をする」など住宅防火対策を見直しましょう。

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器の設置または点検をしましょう。

照会先 中濃消防組合

(☎23-9090)

### 不法投棄を防ぎましょう

ごみの不法投棄は、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金、またはその両方の罰則が科されます。許可を持たない業者に処理を依頼した場合も同様に処罰されます。

ごみは排出のルールに従って、正しく処分しましょう。

不法投棄した人が分からない場合には、その土地・建物の管理者がそのごみを処理する責任があります。

不法投棄をされないよう土地・建物の管理をしましょう。

照会先 環境課(☎23-6733)

### 毎月3日から7日までの5日間は「さかなの日」

農林水産省では、日本産水産物の消費を促進する取組「#食べるぜニッポン!」を展開し、全国で応援する輪が広がっています。日本産の美味しい水産物をたくさん食べて、日本の水産業を応援しましょう。



#さかなの日の情報はこちら



#食べるぜニッポンの情報ははこちら

照会先 農林課(☎23-7705)



### 2月は省エネルギー月間 省エネの暮らしを实践しよう

冬は暖房の使用などによってエネルギーの消費量が多い季節です。家庭や学校、職場などで、省エネに取り組みましょう。

#### 電気の省エネ取組



**エアコン** 重ね着をするなどして、無理のない範囲で室内温度を下げましょう。 **節電効果 約2%**

**照明** 不要な照明は消しましょう。 **節電効果 約4%**

#### ガスの省エネ取組

**ガス給湯器(風呂)** 入浴は間隔を空けずに入りましょう。 **省エネ効果 約5.6%**

**調理** お皿を洗うときのお湯の温度を下げましょう。 **省エネ効果 約0.6%**

省エネの具体的な取組はこちら▶



省エネ・節電特設サイト経済産業省ホームページ

省エネポータルサイト

検索

照会先 環境課(☎23-7702)